



●串間市立図書館 ☎ 72-1177 ●開館=午前10時～午後6時 ●休館日=毎週月曜日 <http://www.kushima-lib.jp/>
《各自治会・施設・団体を対象にした移動図書館の巡回先を募集中》
移動図書館車で巡回し、その場で本を選んでいただき、本の貸し出しや返却を行います。土日可。

◆◆◆ 今月の新刊 PICK UP ◆◆◆



「コンビニ人間」
村田沙耶香 / 著

36歳未婚女性、古倉恵子。大学卒業後も就職せず、コンビニのバイトは18年目。これまで彼氏なし。ある日、婚活目的の新入り男性、白羽がやってきて、そんなコンビニの生き方は恥ずかしいと突きつけられるが…。



「これから戦場に向かいます」
山本美香 / 写真と文

戦場で何が起きているのかを伝えることで、いつの日か、何かが変わるかもしれない。シリアの戦場で銃弾に倒れたジャーナリスト・山本美香のメッセージを写真とともにつづる。



「埋火 第90号」
寄贈作品紹介

昭和61年に創刊され、今年で30年を迎える「埋火」。90という節目の号を迎え、それぞれの想いも紹介されています。図書館で閲覧・貸出もできますので、ぜひご覧ください。

◆◆◆ その他の新刊 ◆◆◆

猿の見る夢 (桐野 夏生)
友の墓の上で (赤川 次郎)
ホームズ四世 (新堂 冬樹)
ゆけ、おりょう (門井 慶喜)
小説家と過ごす日曜日 (石田 衣良)
刑罰0号 (西條 奈加)
強父論 (阿川 佐和子)
去就 隠蔽捜査6 (今野 敏)
ケレスの籠 (椎名 誠)

ドッグファイト (楡 周平)
ラヴィアンローズ (村山 由佳)
風を繙く (あさの あつこ)
狩りの時代 (津島 佑子)
転んでも、大丈夫 ぼくが義足を作る理由 (白井 二美男)
こんやもバクはねむらない (澤野 秋文)
生命の始まりを探して僕は生物学者になった (長沼 毅)
14歳のための宇宙授業 相対論と量子論のはなし (治晴夫)
絵本 眠れなくなる宇宙のはなし (佐藤 勝彦)

図書館からのお知らせ
9月のさわやか学級にも
移動図書館で
お伺いします!!
参加される方はぜひ
本を借りてください!

交流員レポート
第11代国際交流員
クリスの
日本体験記
今月の表現 This month's expression
ほとんど
pretty much
私はほとんど貯金していない。
I am pretty much not saving any money.

話すだけでは得られないことを学び始めました。そのおかげで、日本でもさらに心を広めたり、意見を交換したり、同じことができればいいなと思って、日本語力が十分にアップして、国際交流員として仕事することを目指しました。

初めての来日なので、分からないことが数え切れないくらいあります。だからこそさまざまな話を聞いたり話したりしたいので、いつでもどこでも僕のことを見かけたら遠慮せず話しかけてください！あつ、最後に、パスケが趣味なのでパスケが好きな方は一緒にプレイしましょう！



はじめまして！
クリスチャン・ウォルトンです。



今月のページ
・記事の余談
・連絡先など

年金

第1号被保険者(自営業・学生など)のための独自給付

第1号被保険者の遺族給付である遺族基礎年金は、子(18歳未満の子または1・2級の障がいの状態にある20歳未満の子)または子のある配偶者しか受給できません。そこで、次の二つの独自の給付があります。

◎寡婦年金

第1号被保険者(任意加入被保険者も含む)として保険料を納めた期間(免除期間を含む)が25年以上ある夫が何の年金も受けないで亡くなった場合、10年以上婚姻関係(事実婚も含む)のあった妻が60歳から65歳になるまで支給されます。

◎死亡一時金

3年(36月)以上第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)の保険料を納付(一部納付済も含む)した人が、老齢基礎年金・障害基礎年金

のいずれも受けないで死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合には、生計を同一にしていた遺族が受けられます。

受けとる人の順位は①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹です。※死亡一時金を受ける権利は、2年間で時効となりますのでご注意ください。

付加年金について

将来の生活設計にあわせて年金額をより高いものにしたいため、

定額保険料に上乗せして付加保険料を納めると、老齢基礎年金を受給する時に上乗せの付加年金を受けることができます。

付加保険料 月額400円
付加年金額 年額200円×納付月数
※老齢基礎年金の繰上げまたは繰下げ支給を受けた場合は、付加年金額も老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額された額になります。

●問い合わせ先 市民生活課市民係
☎内線 225・226、都城年金事務所 ☎0986-2312571

発達凸凹の子どもたち

家庭でできる日常生活のケア

「落ち着きがない」「こだわりがある」「思いつくだまに行動する」…。発達凸凹の子どもは、常に目が離せず、保護者は気が休まる事がほとんどありません。社会生活に支障が出てきている場合、気になる行動そのものに目が向けられがちなのも仕

方がないことだと思えます。しかし、真に周囲が向き合わなければならぬのは、本人が感じている『生きにくさや困り感』ではないでしょうか。気になる行動ばかりに注目してしまつと、その子の内にある戸惑いや不安な気持ちから分からないままに叱責してしまう場面が増えてしまいます。そのような経験が積み重なることで、自分を好きという気持ちや自信を失い、それが大きくなるにつれ、自分を大切にすることが育ちにくく、意欲的に社会生活を送ることが

できないといった『二次障がい』につながる恐れがあります。気になる行動にだけ目を向けるのではなく、「なぜその行動が起こるのか」「そのときどんな気持ちなのか」を念頭に置いて接することが大切です。

幼児期の大きな目標の一つに、「子どもの自立」が挙げられます。生活習慣や身辺の自立など、身に付けてほしいことがなかなかできないといふ保護者もイライラし、叱る回数が増え、ときには手を上げてしまうこともあるかもしれません。

そこで参考にしてほしいのは、園での実践です。普段園で行っている声掛けや接し方を家庭でも同じように取り組むことは非常に大事なことです。時間や忍耐が必要な場面もあるかもしれませんが、子どもが一人でできることが増えていくと、保護者が子どもを褒める場面も増え、それが大きな自信につながっていきます。困ったときはぜひ、保育士に相談してみましょう。

●問い合わせ先 福祉事務所子育て支援係 ☎72-0333